

岩手県告示第452号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年9月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
かっし歯科医院	釜石市甲子町第10地割1番地10	令和6年5月8日
工藤歯科クリニック	釜石市大町三丁目1番35号	令和6年5月20日
トライ薬局	八幡平市田頭第37地割103番地6	令和6年6月15日
北上しらゆりデンタルクリニック	北上市町分18地割119番地1	令和6年7月1日
ウエルシア薬局一関末広店	一関市末広一丁目8番18号	”
ななデンタルクリニック	一関市大東町摺沢字沼田17番地12	令和6年7月4日